別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　略

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　［略］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別		
			備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第	備設線無の三の二の号八十二第項一第条二第	備設線無の四の二の号八十二第項一第条二第
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○	○
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	○注13	○注13	
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	［略］		

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　同上

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別	
			備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	［同上］	［同上］
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	［同上］	［同上］
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	［同上］	［同上］
	比吸収率	比吸収率測定装置	［同上］	［同上］
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	［同上］	［同上］